

相談支援事業所 各位

袋井市しあわせ推進課長

## 障害福祉サービスに係るモニタリング報告書の署名省略について

平素は、市福祉行政をご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。  
さて、表題の件につきまして、本市においては下記の通り、取り扱うこととなりました  
のでご確認の上対応いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

記

### 1. 目的

障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、利用者及び保護者・相談支援専門員の  
負担を軽減し業務効率化を図るため。

### 2. モニタリング報告書に署名を貰わない場合の対応について

- ① 相談支援専門員がモニタリング実施時に別紙「同意書」により、利用者に本同意書の主旨を説明し、署名による同意を得てください。
- ② 同意書の原本は事業所で保管し、写しを袋井市にモニタリング報告書の提出時に併せて提出してください。
- ③ 本対応の適用開始日は**令和8年1月1日**とします。

### 3. 留意事項

- ・従来通り、モニタリング報告書に署名をする場合は、同意書の提出は不要です。
- ・支給決定サービスに変更がある際は、署名の省略不可。
- ・サービス利用者本人または保護者から、モニタリング報告書について内容確認を  
求められた際は、従来通りモニタリング報告書に署名を貰うこと。
- ・サービス更新時・変更時の計画は必ず署名を貰うこと。

以上

袋井市役所  
しあわせ推進課 障がい者福祉係  
電話 0538-44-3114  
FAX 0538-43-6285